

社会教育関係団体登録について（令和 5 年度登録分）

日の出町では、文化芸術・スポーツ・生涯学習等の自主的な活動をしている団体で、なおかつ、社会教育に関する事業を続けて計画している団体に対して、その活動を活発化し支援するために「社会教育関係団体の登録制度」を取り入れています。

社会教育関係団体

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で「社会教育に関する活動」を行うことを主たる目的とし、自主的な運営を行っている団体で、この制度に基づいて申請し、登録された団体の事です。

社会教育に関する活動

個人の「趣味・教養」を充足させるだけでなく、「技術の習得や教養を高める」「生活を充実させる」「地域を活性化する」などを目的として、文化芸術・スポーツ・生涯学習等の様々な活動を自主的に運営して行うことです。

【活動事例】

- 学習活動（勉強会等）
- スポーツ活動（野球、サッカー、ダンス、野外活動等）
- 文化芸術活動（料理、園芸、書道、茶道、手芸、音楽、絵画等）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティア等）

社会教育関係団体に登録された場合

「日の出町社会教育関係団体」として登録された場合、各種活動に対する支援を受けることができます。

【支援の内容】

- ① 教育委員会が管理する施設の使用料の減額を受けることができます。
- ② 日の出町社会教育関係団体補助金交付要綱により、予算の範囲内で、活動費の一部を補助する目的で補助金が交付されます。（但し、団体からの申請による）
- ③ 活動内容・連絡先等をホームページや団体紹介資料に掲載し、広く個々の町民に周知します。

など

登録の要件

登録するには、登録要綱（第2条）により、以下の要件を備えている団体であることが必要です。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に該当する団体
- (2) 継続的かつ計画的な活動を行い、次の行為を行わない団体
 - ア 専ら営利を目的とする事業
 - イ 特定の政党の利害に関する事業
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教を支持する行為

(3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成員が5人以上で、構成員の半数以上が町内に在住、在勤又は在学している者

イ 構成員は、日の出町内にある同一種目の社会教育関係団体に重複登録していない者

ウ 団体の代表者は、日の出町内に在住している者

エ 広く個々の町民に開放された団体であること。

オ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

審査における認定の判断基準

上記登録要件を満たしていても、以下の条件についてさらに審査し、認定の判断基準とさせていただきますのでご注意ください。

(1) 団体の主たる活動の場及び活動の本拠が町内であること。

(2) 広域にわたって活動している団体については、日の出町内にある団体とはみなさない。

(3) 団体の代表者に町議会議員や公の選挙の候補者になっていないこと。さらに、公の選挙の特定候補者の推薦人などで社会教育関係団体の名称や団体代表者の肩書きを使用していないこと。

(4) 団体会員の自主的、主体的な運営を重視し、従って団体の運営が講師に依存されている教室的なものに関しては登録できない。

【教室とサークルの違い】

①「教室」とは…・教える側が主体。

・先生が声をかけて生徒を集めている団体

・先生が代表を務めたり、または、準備や運営を行なっている団体

→登録できません。

②「サークル」とは…・学ぼうとする側が主体。

・仲間同士で集まり設立した団体

・講師を外部から呼ぶか、無報酬にて仲間同士で教え、準備や運営は会員で行なっている団体

(5) 自治会とその下部組織（自治会内活動）、地域婦人会、PTA と保護者会、子供会と子供育成会、地域青年団、老人会などと社会教育関係団体を区別する。

(6) 団体の代表者、責任者は成人であり、町内在住であること。

(7) 主な活動費に会員からの会費をあてていること。

(8) 過去1年間以上の活動実績があること。

登録申請の方法

以下の提出書類を日の出町教育委員会文化スポーツ課へ提出してください。

申請に基づいて審査を行い、登録団体として承認する場合は「日の出町社会教育関係団体登録証」を交付します。

- (1) 日の出町社会教育関係団体登録申請書(新規・更新) : 申請書を記入してください。
- (2) 団体の規約(会則) : 整備されていない場合は、添付の団体規約例を参考に作成してください。
- (3) 会員名簿 : 会員名簿は、団体の構成員が5人以上で、構成員の半数以上が町内に在住、在勤または在学していることを確認するための資料です。
令和4年4月1日現在で記入してください。
*万が一、名簿の内容に虚偽があったことが判明した場合は、「社会教育関係団体」の登録を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- (4) 予算書 : 令和4年度の予算を記入してください。(総会資料可) ※2参照
- (5) 活動(事業)計画書 : 令和5年度の活動の計画を記入してください。 ※2参照
- (6) 決算書 : 令和3年度の決算を記入してください。(総会資料可) ※2参照
- (7) 活動報告書 : 直近の活動内容をまとめて報告してください。団体としてのすべての活動を総合的に記入してください。(令和3年中の活動内容を記入してください。)
※2参照
- (8) 加盟団体報告書 : 連盟を組織している団体のみ、その連盟に加盟している団体について記入してください。

※1 申請書以外は様式の必要事項が記載されていれば独自に作成したもので結構です。(総会資料可)

* 社会教育関係団体として、今後の活動状況を把握する必要がありますので、以下の書類について、令和5年5月頃、改めて提出をお願いする予定ですので、ご承知おきください。

1. 令和4年度の活動報告書
2. 令和4年度の決算書
3. 令和5年度の活動計画書
4. 令和5年度の予算書

☆ 令和5年度の総会資料の提出でも可能です。

※2 コロナ禍で活動が出来ていない場合、また総会等が開かれていない場合などは、最新の資料を提出してください。

登録申請受付期間

令和4年11月1日(火)から12月9日(金) 厳守

提出場所 : 日の出町教育委員会 文化スポーツ課

登録の有効期間

今回の認定により、令和5年4月1日～令和8年3月31日が登録期間となります。

◎提出・問い合わせ先

日の出町教育委員会 文化スポーツ課 社会教育係

TEL : 042-588-5794 (直通)

FAX : 042-597-6698

Email : bunka@town.hinode.tokyo.jp